

二公義御爲を專一ニ仕、少<sup>茂</sup>後闔き儀仕間敷事○中

右の條々、急度相守可申候、若於相背者、

梵天帝釋、四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在、天神部類眷屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、依起請如件、

年號月日

何之某<sup>血判</sup>名乘<sup>書判</sup>

右字數六十六字、日本國中六十六ヶ國の神祇を勸請する意なりと云々、

〔一話一言十三〕一起證文の字配書様左のごとし、古法也といふ、

梵天帝釋、四大天王、總日本國中

六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根

兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、

天滿、天自在、天神部類眷屬、神罰

冥罰、各可罷蒙者也、仍起請如件、

年號何年何月何日、苗字名判<sup>名乘</sup>不<sup>書</sup>

宛所

宛名は其日出席の老中大目付兩人計也

評定所御用番、御老中御宅、兩所之内にて誓詞被仰付、與御奉公被仰付候へば、其日御城にて誓詞被仰付候也、誓詞の節、追付其席へ出んとする前に、左の藥指を爪際の處を少皮をはねて置、血判する時、其所を小刀の先にて少の突ば、其儘血出てよし、幾度も突は見苦し、鼻紙を貳枚ほどもみて、右の袂に入置、其紙にて指の血を拭事のよし、扱又小刀をさす時に、脇ざしを差たるまゝにて小刀も差べし、差よきとて小刀櫃を上にはすれば、脇差に反りを打様にみへてあしき